

裁 判 所	東京地方裁判所
事 件 番 号	平成31年（行ウ）第145号
事 件 名	元号制定差止請求事件
判決年月日	令和2年10月5日
判 示 事 項	<ol style="list-style-type: none"> 1 元号を改める政令（平成31年政令第143号）の制定行為が抗告訴訟の対象となる行政処分に当たるか（消極） 2 元号法の施行に伴う戸籍事務の取扱いに関する通達（昭和54年6月9日付け法務省民二第3313号法務省民事局長通達）の発出行為が抗告訴訟の対象となる行政処分に当たるか（消極）
判 決 要 旨	<ol style="list-style-type: none"> 1 元号を改める政令の制定行為は、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たらない。 2 元号法の施行に伴う戸籍事務の取扱いについて定めた通達の発出行為は、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たらない。
事案の概要	<p>本件は、X₁らが、元号の制定は憲法13条が保障する人格権を侵害するなど主張して、行政事件訴訟法3条7項の差止めの訴えとして元号制定の差止めを求めるとともに、同条4項の無効等確認の訴えとして、元号を改める政令（平成31年政令第143号）及び元号法の施行に伴う戸籍事務の取扱いについて定めた通達（昭和54年6月9日付け法務省民二第3313号法務省民事局長通達）の無効確認を求めた事案である。</p>
訟 務 月 報	68巻3号